

坂監公表4第1号

監査結果（定期監査）に基づき，措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法第199条第14項の規定により，別紙のとおり公表します。

令和4年7月27日

坂出市監査委員 稲 田 茂 樹

坂出市監査委員 斉 藤 義 明

令和3年度定期監査に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	令和3年度／各課共通		
公表番号	坂監公表第1号	報告日	令和4年2月8日
区分	指 摘		
指摘・意見等の 内容	金券等の管理については、特に郵券の受払簿の様式の統一が図れていないため、管理方法(受払枚数、残数、確認方法、確認印等)に差異がある。全庁的に受払簿の様式を統一し、管理方法も部署によって差異がないように周知徹底されたい。		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	各 課 共 通		
措置内容等	郵券の受払簿については、全庁的に様式を統一し、月ごとに残数等の管理を行い、所属長の確認を受ける取り扱いとした。		